

大納言利家様御直筆御尊影之事者、御息女春香院様、村井出雲守殿に御縁嫁被爲遊候に付、度々御尊對顔儀難被爲成、殊に御在大坂之節者、猶更之儀、甚以御戀敷思召、何卒御尊影に而も被下候者、日々御拜禮被遊度趣、御願被遊候處、達御聽、御孝心之至御感得不斜、則御眞筆に而御尊影被爲寫候而、春香院様へ被進候處、一間御しつらへ朝暮御拜禮被遊候。其節燈明庵儀、村井氏屋舖隣に罷在候に付、春香院様御志之御忌日には、御内佛へ御回向に被召罷出候處、何頃に御座候哉、右御尊影俗家に御指置鹿抹にも可相成候間、隣之寺へ納置候様に被仰付、春香院様より御安置所も結構に出來居候由申傳候。其後御城御普請等に付、燈明庵舊跡御取上、唯今之所へ被仰付候由申傳候。其後年代久敷相成、如何轉々仕候哉。右御安置所も無御座候。其後寛文七年之頃、御用地に付、唯今之境内御取上之趣被仰付候處、其節之住持頓龍僧、右御尊影御安置之趣申上候處、依之易地之儀御指除被下候段、書物等所持仕候。其節御尊影破損仕候付、御表具再興仕候節、御家老衆井御屋敷奉行中より、内分を以寄附之添狀等も所持仕候。右之

外申傳種々御座候得共、不分明之儀者不申上候。以上。

燈明庵

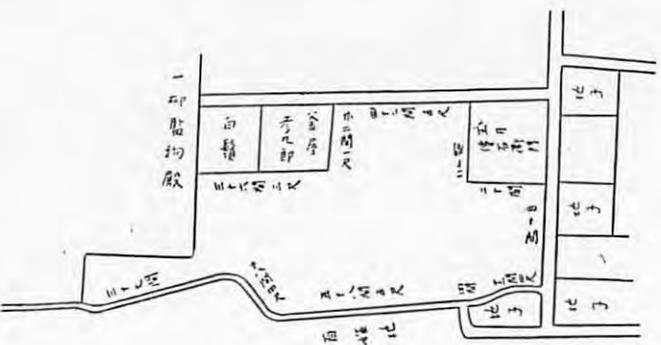
但し年月日記載無之。右肖像自然天神と俗稱し、于今庵中に安置す。

○玉井氏邸地并下邸跡

延寶の金澤圖に左の如く描けり。元和六年の土帳に、玉井勘解由安江木町専光寺近所、同傳右衛門右勘解由之後。とありて、元は末家なる玉井傳右衛門の居邸なるを、此の後本家玉井氏の居邸と成り、世々此の邸地に居住せしかど、廢藩の際退去し、今その邸地および下邸地共に田畑と成りたり。

○島田町

龜尾記に、嶋田町はいにしへ嶋田權五郎と云ふ人居住せし故也。とあり。平次按ずるに、此の傳説は過聞なり。延寶の金澤圖を見るに、此の一町は都而武家屋敷而已にて、北側は嶋田勘兵衛・渡部勘右衛門等の居邸、南側は井上八左衛門・井上久太郎等の居邸也。元祿六年の土帳に、嶋田勘兵衛専光寺後、井上勘左衛門筋向角。と見え、渡部勘右衛門は



専光寺後、井上勘左衛門向。とありて、元祿六年の頃は、此の地に嶋田勘兵衛といふ人居住せしかど、七・八年の頃此の邸地を差上げ、其の跡地子地となりたりけん。元祿九年の地子町肝煎裁許附に、柳町の次に嶋田勘兵衛上地町とあり。是則ち今云ふ嶋田町にて、元祿以後嶋田町と呼びたりし事いぢるし。

○島田勘兵衛傳

寛文十一年の土帳に、三百石馬廻組嶋田勘兵衛十九歳。と見え、元祿九年の土帳にも馬廻組の内に載せたり。加陽諸士系譜に、元祖嶋田與兵衛瑞龍公に奉仕し、三百石を賜はり、慶長十八年歿す。二代勘右衛門二百石、加恩合五百石賜はり、能州奥郡裁許足輕頭を勤め、萬治元年歿す。三代勘右衛門三百石賜はり、四代勘兵衛父之遺知を相續し、寶永三年歿す。其の子權右衛門父勘兵衛の跡を繼ぎ、遺知三百石賜之。とあり。

○島田町八間丁

嶋田町の小名にて、今も八間丁と呼べり。いにしへ家八軒ありし故也といへり。